

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成30年3月29日付けで  
手続承継前請求人Aに対してした労働者災害補償保険法による休業補償給付を支給  
しない旨の処分を取り消すことを求める。

### 第2 事案の概要

- 1 再審査請求人（以下「請求人」という。）の亡家族である手続受継前請求人A  
（○年○月○日死亡、以下「被災者」という。）は、平成2年11月、B所在の  
C会社に雇用され、アルバイトとして解体工事現場や道路工事現場において工事  
車両の誘導や交通整理等を行っていた。
- 2 被災者によると、解体工事現場や道路工事現場での作業中に石綿にばく露し、  
平成27年2月頃から息苦しさを自覚したという。被災者は、平成27年2月2  
0日、D医療機関を受診し、同月27日、E医療機関を受診し、「悪性胸膜中皮  
腫」（以下「本件疾病」という。）と診断された。
- 3 本件は、被災者が本件疾病の発症は業務上の事由によるものであるとして、平  
成27年2月27日から平成28年12月31日までの間の休業補償給付の請求  
をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）  
をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消を求める事案である。
- 4 被災者は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査  
請求をしたところ、審査官が平成31年1月31日付けでこれを棄却する旨の決  
定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。
- 5 被災者は、○年○月○日に死亡したため、労働保険審査官及び労働保険審査会  
法第50条において準用する同法17条の規定により、被災者の承継人である請  
求人が本件再審査請求の手続きを受継した。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

## 2 原処分庁

(略)

## 第4 争 点

被災者に発症した本件疾病が業務上の事由によるものと認められるか。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 理 由

### 1 当審査会の事実認定

(略)

### 2 当審査会の事実の認定

(1) 請求人は、明らかに石綿ばく露の可能性のある業務があるから、請求人が在籍したか否かにかかわらず徹底的に確認すべきと主張していることから、以下検討する。

#### (2) 認定基準による判断

決定書理由に説示する「判断の要件」に照らし、本件傷病が、決定書に記載の「石綿による疾病の認定基準について」（平成24年3月29日付け基発0329第2号。以下「認定基準」という。）に定める「中皮腫」の認定の要件に該当するか否かについてみると、次のとおりである。

#### ア 石綿肺の所見が得られていることについて

決定書に説示のとおり、E医療機関F医師及び労働局労災医員G医師ともに、石綿肺の所見を認めていない。

#### イ 石綿ばく露作業の従事期間が1年以上あることについて

請求人は、「被災者が就労した、C会社での勤務時代には、誘導や交通整理の業務で道路工事や建築物の解体現場などにおいて、現場のホコリをずっと吸っているような状況と申述していることから、石綿ばく露をしていたことが強く認識される。また、審査請求段階では、代理人が確認した銭湯組合からの廃業状況報告をしてきているが、なんら追加調査もされていない。」と述べている。

しかしながら、一件記録を精査したが、決定書に説示のとおり、被災者がC会社で就労していた事実は、確認できない。また、当該事業場において、

請求人が主張する銭湯の解体工事が行われていたことが明らかとなる資料もないから、石綿ばく露作業に従事していたと認めることはできない。

(3) 上記のとおり、被災者は、認定基準のいずれの要件も満たさないから、被災者の本件傷病及び死亡は業務上の事由によるものということとはできない。

(4) 請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

### 3 結 論

よって、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないことから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年5月22日